

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

平成18年12月18日 条例第15号

平成20年 2月 8日 条例第 7号

平成21年 7月 6日 条例第 4号

平成21年 9月 2日 条例第 7号

平成22年 2月19日 条例第 3号

平成22年11月30日 条例第 4号

平成27年 2月17日 条例第 3号

最終改正 平成28年 2月17日 条例第 5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この条例において給与とは、給料及び諸手当をいう。

2 前項の諸手当とは、次に掲げる手当をいう。

- (1) 管理職手当
- (2) 通勤手当
- (3) 住居手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 管理職員特別勤務手当

- (8) 地域手当
- (9) 期末手当
- (10) 勤勉手当
- (11) 前各号に掲げる手当以外で、派遣元の給与に関する条例等に規定する手当
(給料)

第3条 長崎県内の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣された職員の給料については、当該職員の派遣元の関係規定の定めるところによる。

- 2 長崎県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成27年広域連合条例第4号）に基づき任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料については、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「県給与条例」という。）第4条、第5条、第7条及び第8条の規定を準用する。

（管理職手当）

第4条 広域連合長は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定めるものについて、その職の重要性及び特殊性に基づき、管理職手当を支給することができる。

- 2 前項の管理職手当の額は、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25を超えてはならない。

（通勤手当）

第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」

という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ、通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)

が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 当該職員が使用する自動車等の種類及び使用距離に応じ、支給単位期間につき広域連合長が定める額

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納

させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を越えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

（住居手当）

第6条 住居手当は、県給与条例第12条の3の規定を準用する。

（単身赴任手当）

第7条 単身赴任手当は、県給与条例第12条の7の規定を準用する。

（給与の減額）

第7条の2 職員が勤務しないときは、休暇（任命権者が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号の100分の125から100分の

150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第4条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全勤務時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第9条 勤務時間条例第10条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(端数計算)

第10条 前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 第8条及び第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第12条 第4条第1項の規定に基づき規則で定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項の規定に基づく週休日及び同条例第10条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第 1 3 条 第 8 条 及び 第 9 条 の 規 定 は、 第 4 条 第 1 項 に 規 定 す る
職 に あ る 職 員 に は 適 用 し な い。

(地 域 手 当)

第 1 4 条 地 域 手 当 は、 当 該 地 域 に お け る 民 間 の 賃 金 水 準 を 基 礎
と し、 当 該 地 域 に お け る 物 価 等 を 考 慮 し て 規 則 で 定 め る 地 域 に
勤 務 す る 職 員 に 支 給 す る。

2 地 域 手 当 の 月 額 は、 給 料、 管 理 職 手 当 及 び 扶 養 手 当 の 月 額 の
合 計 額 に、 次 に 掲 げ る 割 合 を 乗 じ て 得 た 額 と す る。

甲 地 1 0 0 分 の 3

3 前 項 の 甲 地 は、 規 則 で 定 め る。

(期 末 手 当)

第 1 5 条 期 末 手 当 は、 6 月 1 日 及 び 1 2 月 1 日 (以 下 こ の 条 か
ら 第 1 7 条 ま で に お い て こ れ ら の 日 を 「 基 準 日 」 と い う 。) に
そ れ ぞ れ 在 職 す る 職 員 に 対 し て、 そ れ ぞ れ 基 準 日 の 属 す る 月 の
規 則 で 定 め る 日 (以 下 次 条 及 び 第 1 7 条 に お い て こ れ ら の 日 を
「 支 給 日 」 と い う 。) に 支 給 す る。 こ れ ら の 基 準 日 前 1 箇 月
以 内 に 退 職 し、 若 し く は 法 第 1 6 条 第 1 号 に 該 当 し て 法 第 2 8 条
第 4 項 の 規 定 に よ り 失 職 し、 又 は 死 亡 し た 職 員 (第 2 2 条 第 5
項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 職 員 及 び 規 則 で 定 め る 職 員 を 除 く 。)
に つ い て も、 同 様 と す る。

2 6 月 及 び 1 2 月 に 支 給 す る 期 末 手 当 の 額 は、 期 末 手 当 基 礎 額
に、 そ れ ぞ れ 派 遣 元 が 支 給 す る 割 合 を 考 慮 し て 定 め る 割 合 を 乗
じ て 得 た 額 に、 基 準 日 以 前 6 箇 月 以 内 の 期 間 に お け る そ の 者 の
在 職 期 間 の 次 の 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、 当 該 各 号 に 定 め る 割
合 を 乗 じ て 得 た 額 と す る。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料又は扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して、規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

5 第 2 項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（法第 16 条第

1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円

滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつて行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件について起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要が

なくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第15条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第18条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給につい

て準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（その他の手当）

第19条 第2条第2項第11号に規定する手当については、当該職員の派遣元の関係規定の定めるところによる。

（手当の支給の調整）

第20条 第2条第2項第1号から第10号までに規定する手当については、これらの手当に係るこの条例の関係規定にかかわらず、派遣元の関係規定により派遣元で支給することができる。

（給与の支払）

第21条 給与の支払は、職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により行うことができる。

（休職者の給与）

第22条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。ただし、給料及び第2条第2項第11号の手当については、派遣元の関係規定に定めるところによる。

2 職員が結核性疾患にかかり、又は職員が原子爆弾被爆者に対

する援護に関する法律（平成6年法律第117条）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、給料及び第2条第2項第11号の手当については、派遣元の関係規定に定めるところによる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、給料及び第2条第2項第11号の手当については、派遣元の関係規定に定めるところによる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。ただし、給料及び第2条第2項第11号の手当については、派遣元の関係規定に定めるところによる。

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第15条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは、「第22条第5項」と読み替えるものとする。

(任期付職員の特例)

第23条 第6条、第7条及び第15条から第18条までの規定は、任期付職員には、適用しない。

(非常勤職員等の特例)

第24条 非常勤職員等に関する給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、長崎県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成18年広域連合条例第5号）に規定する一般職の職員との間に権衡を失しない範囲で、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第15条第2項及び第18条第2項の規定の適用については、第15条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第18条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則（平成20年2月8日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月6日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月2日条例第7号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 19 日条例第 3 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日条例第 4 号）

（施行期日）

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 17 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項中第 1 条の改正規定及び附則第 5 項中第 1 条の改正規定（「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める部分に限る。）は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日条例第 5 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。